

一般社団法人神奈川県臨床工学技士会選挙管理規程

(総則)

第1条 本規程は定款第3章代議員及び第5章役員選挙に関する事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員及び役員を選出するために選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は代議員及び役員を除く正会員の中から選出した委員で構成し、委員長は委員の互選により選定する。ただし、選挙に立候補しようとするものは、選挙管理委員になることはできない。

(業務)

第4条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 代議員及び役員等の立候補届けの受理、資格審査
- (3) 立候補者氏名および選挙公報の公示
- (4) 投票及び開票の管理と投票結果の公示
- (5) 総会への選挙結果の報告
- (6) その他選挙管理に必要な事項

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

附則

この規程は令和元年6月2日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床工学技士会代議員選出規程

第1章 総則

第1条 本規程は一般社団法人神奈川県臨床工学技士会定款第14条の規定に基づき、代議員に関する事項を定める。

2 代議員の定数は75名以内とする。

第2章 選挙権及び被選挙権

第2条 選挙権は役員選挙告示日において、正会員の資格を有する者が書面または電磁的投票により行使できる。

2 被選挙者は、役員選挙公示日年度までの会費を完納している正会員であって、正会員歴3年以上であること。

第3章 代議員選挙

第3条 選挙は代議員の任期満了の当該年度内に施行しなければならない。

第4条 代議員選挙は、立候補制とする。

2 選挙の告示は投票日の90日以上前に行わなければならない。

第5条 代議員に立候補しようとする者（以下、立候補者）は、選挙管理委員会が定めた立候補届け出用紙（以下、届出用紙）を指定日までに提出しなければならない。

第6条 立候補届け出の締め切りは、投票期限の60日前とする。

第7条 選挙は無記名の定数内連記投票により行う。

第8条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高得票順に定める。

2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、決選投票を行う。

第9条 立候補届け出締切日を経過するも、立候補者が定数を超えない時には、無投票で当選者を定めることができる。

第10条 立候補者氏名及び選挙公報の告示は、投票期限の30日以上前とする。

第4章 欠員の補充

第11条 代議員が欠けた場合に備え、前章の選挙による次点者を順次繰り上げて予備代議員とする。

2 前章の選挙に落選した候補者は、予備代議員となり代議員が欠けた場合に、優先順位に従い代議員となる。予備代議員の優先順位は得票数の多い順とする。

3 繰り上げにより次点者がいなくなった場合又は無投票選出である場合は、改めて予備代議員選挙をおこなうことができる。

4 予備代議員の効力を有する期間は、定款第14条6項の代議員の任期の満了する時までとする。ただし、次の各号に掲げる場合、予備代議員の効力を有する期間が直ちに満了する。

(1) 代議員になったとき

(2) 代議員になることを辞退した場合

(3) 定款第9条の規定により会員資格を損失したとき

第5章 異議の申し立て

第12条 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

第6章 立候補ならびに当選の取り消し

第13条 立候補者が、選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行なったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

第7章 細則・改定

第14条 この規程の施行に関し必要な規則は、理事会の決議を経てこれを定める。

第15条 この規程を改定する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

(附則)

1. この規程は令和元年6月2日より施行する。

一般社団法人神奈川県臨床工学技士会役員選出規程

第1章 総則

第1条 本規程は、定款第5章の規定に基づき、役員候補者の選出に関する事項を定める。

- 2 理事の定数は16人以上25人以内とする。
- 3 監事の定数は2人以内とする。

第2章 選挙権及び被選挙権

第2条 選挙権は、役員選挙告示日現在において、本会の代議員に選出されている者が行使できる。

- 2 被選挙権者は、役員選挙告示日現在において本会の代議員であり、選挙年度までの会費を完納していなければならない。
- 3 被選挙権者は、定款第27条第4項に規定する他の同一の団体（公益法人を除く）の代表理事はこれを有さない。

第3章 役員選挙

第3条 選挙は代議員の任期満了の当該年度内に施行しなければならない。

第4条 役員選挙の告示は投票日の90日以上前に行わなければならない。

- 2 役員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた「立候補届出用紙（以下、届出用紙）」を提出しなければならない。
- 3 立候補者は、「届出用紙」に立候補する役員の種別、氏名、性別、年齢、生年月日、経歴（学歴、職歴）、抱負を記入しなければならない。

第5条 「届出用紙」の提出締め切り期日は、投票期限の60日前とする。

第6条 立候補者氏名及び選挙公報の告示は、投票日の30日以上前とする。

第7条 選挙は無記名投票により行い、理事、監事とも定数内連記投票とする。

第8条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高得票順に定める。

- 2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、決選投票を行う。

第9条 立候補の締切日を経過するも、立候補者が定数を超えない時には、無投票で当選者を定めることができる。

- 2 立候補の締切日を過ぎても、立候補者が定数に満たないときは、理事会が定数内で役員候補者を総会開催までに選挙管理委員会に推薦することができる。この場合も、無投票で当選者を定めることができる。ただし、被推薦者の同意を必要とする。

第4章 役職の選任

第10条 一般社団法人神奈川県臨床工学技士会定款第26条に基づき、役職は当選者の中から互選により決定し総会において選任する。

第5章 欠員の補充

第11条 当選した役員が辞任または死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選し役員候補者となる。

- 2 繰り上げ当選により次点者がいなくなった場合や無投票の場合には、理事会が推薦した者を役員候補者とし総会において選任することができる。

第6章 異議の申し立て

第12条 選挙に関する異議は公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

第7章 立候補ならびに当選の取り消し

第13条 立候補者が、選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行なったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

第8章 細則・改定

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経てこれを定める。

第15条 この規程を改定する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

(附則)

1. この規定は令和元年6月2日より施行する。